## 概要版及び計画書の修正内容

別紙1

- 〇概要版及び計画書について、軽微な修正(誤字、脱字、漢字とひらがなの変更)を行いました。
- ○主な修正・追加については、以下の表のとおりです。
- ①概要版の修正(P1)
- ②計画書の修正(パブコメ前)(P2~3)
- ③計画書の修正(パブコメ後)(P4~5)

## ①概要版の修正

No.	ページ	箇所	修正前	修正後	備考
1	1	第2章 3つめ		アンケート調査結果(市民が充実している・充実していないと考える 施策)を掲載。	追加
2	3		施策の方向	施策の展開	
3	4	上段	基本目標、重点施策、評価指標の表を掲載。	重点施策を強調した表に変更。	
4	4	第5章	PDCAの図を掲載。	PDCAの図を削除。	

## ②計画書の修正(パブコメ前)

No.	ヘ゜ーシ゛	箇所	修正前	修正後	備考
5	全体		単位が抜けているグラフがある。	グラフの単位を、追加及び修正 (ただし、町内会・自治会数など、単位を表記しがたいものは表記しない。)	
6	全体		和暦と西暦が併記されている。	本文中の(西暦)を削除した。グラフはそのまま併記。 例:平成30(2018)年 → 平成30年	
7	14		前期及び後期高齢者人口比率の合計が高齢化率と一致しない。 (四捨五入の関係で一致しない)	P15右下に、「※高齢者人口比率は小数第2位を四捨五入しているため、前期及び後期高齢者人口比率を足しても一致しない場合がある」を追加した。	追加
8	23	グラフ		介護予防講座のグラフに、回数を追加した。	追加
9	23	●2つめ	年度によりばらつきがありますが…	年間10~20件前後の依頼があり…	
10	24	グラフ		はつらつ元気アップ教室のグラフに、回数を追加した。	追加
11	24	●1つめ	はつらつ元気アップ教室は、生活機能が低下している高齢者等を対象とした教室であり、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等を織り交ぜて、日常生活に役立つ講話や自宅でできる体操など、介護予防全般を学ぶことができます。年度によりばらつきがありますが、過去6年間において多い年度は100人を超える参加者があります。	はつらつ元気アップ教室は、心身機能の向上を図り、高齢者がいつまでも健康で生き生きと過ごせるように、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等の日常生活に役立つ講話や自宅でできる体操などを実施しています。年6回開催しており、毎年80人前後の参加者があります。	
12	25	グラフ		生活保護被保護世帯構成比のグラフに、「停止中世帯」を追加した。	追加
13	28	●1つめ	65歳健康寿命は、65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すものをいいます。	65歳健康寿命は、65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すもので、東京都が介護保険の要介護度を用いて、要支援1以上と要介護2以上を障害とした場合の2パターンを算出しています。	追加
14	49		施策の方向	施策の展開	
15	53	5行目	要支援・要介護認定者も増加傾向にあることから、今後、少子高齢化が進行する中で、健康づくりや介護予防の充実を図り、今まで以上に「65歳健康寿命」の延伸を進めるための取組が必要です。		

No.	ページ	箇所	修正前	修正後	備考
16	56	●3つめ	かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことの重要性を周知します。	かかりつけ医、かかりつけ歯科医とともに、かかりつけ薬剤師・薬 局を持つことの重要性の周知を行います。	追加
17	64	●6つめ	避難行動支援に取り組みます。	避難行動支援体制づくりに取り組みます。	
18	65	●6つめ		保育園、幼稚園、民生委員・児童委員など、子どもに関わる機関と 学習会などを通じて連携して、虐待を早期発見するための体制を 構築します。	
19	67	15行目	子ども家庭、障がい、高齢者、生活困窮者など、支援を必要とする 人に対するサービスについて、	支援を必要とする子育て家庭、障がい者、高齢者、生活困窮者な どに対するサービスについて、	
20	68	●4つめ	妊娠期から子育て期までスムーズに引き継ぎがされるよう、切れ目 のない相談支援ができる相談支援体制を構築します。【健康課】	妊娠期から子育て期までスムーズに支援や情報を引き継ぐため に、切れ目のない相談支援ができる相談支援体制を構築します。 【健康課・子ども家庭支援センター】	追加
21	68	関連計画		あきる野市子ども・子育て支援総合計画	追加
22	69	●5つめ		児童虐待やDVに対応する専門の相談員を配置し、相談機能の強 化を図ります。【子ども家庭支援センター】	追加
23	71	●6つめ	担当職員の研修受講を推進し、質の高い病児・病後児保育事業、 乳幼児一時預かり事業、乳幼児ショートスティ事業等に関するサー ビス提供に取り組みます。【子ども家庭支援センター】 子育てひろばや事業の周知を拡大します。また、相談に関する情報 収集を行い、関係機関との連携体制を構築します。【子ども家庭支 援センター】	病児・病後児保育事業、乳幼児一時預かり事業、乳幼児ショートスティ事業等の利用者から意見を聴き、サービスの向上に努めます。また、サービスを必要とする家庭が確実に利用できるよう各種サービスの周知の拡充を図ります。【子ども家庭支援センター】	統合
24	71	●7つめ	明らかにし、必要な助言	明らかにするとともに、施設に対し必要な助言	
25	81	3行目	施策・事業の②実施にあたっては・・・	①計画として、本計画を策定し、施策・事業の方向性などを示します。続いて、②実施に当たっては、・・・	
26	95	特定健診	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う健康診査。	健康保険に加入している40歳から74歳までの全ての方が対象の、 糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的と して、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。	
27	96	奥付		QRコードを追加した。 (あきる野市ホームページ・あきる野市メール配信サービス)	追加

## ③計画書の修正(パブコメ後)

No.	ヘ゜ーシ゛	箇所	修正前	修正後	備考
28				コラムを追加。 P37「あきる野ボランティア・市民活動センター」 P41「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査」 P57「地域包括ケアシステム」 P61「生活支援コーディネーター」 P63「社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会」 P66「成年後見制度」	追加
29				写真を追加。 P26「生活保護のしおり」 P29「地域イキイキ元気づくり事業」 P31「がん検診の受診案内」 P54「ふれあいウォーク」 P56「公立阿伎留医療センター」 P58「あきる野市メール配信サービス(QRコード)」 P59「ユニバーサルデザインのだれでもトイレ(秋川流域病児・病後児保育室ぬくもり)」 P70「はつらつセンター(3箇所)」 P76「介護予防リーダー育成講座」	追加
30	全体			ページ数を全ページに追加(完全空白ページを除く)	追加
31	7	段落2	地域共生社会の実現をめざし、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法」により社会福祉法が改正(以下「改正社会福祉法」という。)され、平成30年4月に施行されました。		
32	16	グラフ	各年4月1日現在、外国人を含む	各年1月1日現在、外国人を含む	
33	17	●1つめ	特定教育・保育施設等・・・	削除。 削除に伴い、18ページ最上段の●を17ページに移動。	削除
34	22	●1つめ	高齢者人口は23,738人 3,237人の増加	高齢者人口は23,816人 3,054人の増加	
35	38		子育てステーションここるのの説明の最上段に追加	●子育てに関する相談	追加

No.	ヽ゚゠シ゛	箇所	修正前	修正後	備考
36	49	関連計画	基本目標3-(1)-① 障 健 自	3-(1)-① 子 障 健 自	
37	49	関連計画	基本目標4-(2)-① 子 高 健 自 活	基本目標4-(2)-① 子 障 高 健 自 活	
38	69	●4つめ	利用者支援事業(母子保健型、基本型)	利用者支援事業※	
39	71	●3つめ	職員の研修受講を推進し、学童クラブ指導員などの質の向上を図ります。また、継続的な需要を踏まえ、学校の余裕教室をはじめ、公共施設などの有効活用などを積極的に行うとともに、	学童クラブに従事する職員に対する研修受講を推進し、質の向上 を図ります。また、継続的な需要を踏まえ、学校の余裕教室をはじ め、公共施設などの有効活用を積極的に行うとともに、	
40	77	●4つめ	メンバーの育成を推進するため、活動などについてPRを行います。	メンバーが主体的に活動できるよう支援します。	
41	88	委員	溝口 正恵	溝口 正恵(令和元年11月まで) 石村 八郎(令和元年12月から)	追加
42	92	経過		検討の経過を記載	追加
43	93	パブコメ		パブコメの概要を記載	追加
44	94	用語解説		生活支援コーディネーター 「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分た ちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組 み合わせる調整役のこと。	追加
45	94	用語解説		成年後見制度 認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方の ために、法律的に権限を与えられた援護者(成年後見等)が、本人 に代わって財産管理や契約手続き等を行う制度のこと。	追加
46	94	用語解説		地域包括ケアシステム 高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療・介護・予防・住 まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。	追加
47	94	用語解説		利用者支援事業(りようしゃしえんじぎょう) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母 子保健型では、母子健康手帳交付時の妊婦面接や妊娠期の訪問 等を実施。基本型では、子育て家庭の個別ニーズを把握し、必要な 情報提供・助言、関係機関との連絡調整等を行う。	追加